

直方市農業経営持続化支援事業の申請受付について

直方市では、農業経営を将来に向けて持続可能なものとするため、農業者や農業者が組織する団体が農業経営の拡大、効率化、維持等を図ることを目的に行う下記の事業に対して支援を行います。

1.補助対象者

次のすべての条件を満たす直方市に住む農業者又は直方市に事務所(事業所)等を有する法人等

- ① 農畜産物を生産し、経営する農地の総面積が 50 アール以上(農業用施設においては 1 棟以上)又は、前年(又は最近1年間)の合計販売(出荷)額が 100 万円以上であること。
- ② 栽培(飼養)する農地や施設の面積のうち過半が直方市内に存在すること。
- ③ 市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団及び暴力団員ではないこと。または、これらと関係を有していないと認められること。

2.対象事業

◎補助割合:対象経費(税抜価格)の1/2以内(千円未満切捨て)

分類	事業内容	対象経費	補助金上限額
経営改善事業	農業用機械の購入 (アタッチメントを含む)	トラクター、田植機、畝立機等の購入費	<u>50万円</u> (中古機械の購入、施設の改修・附属施設の更新も対象)
	農業用施設の新設・改良・改修(附属施設を含む)	ハウスの新設、加温機の導入、農産物加工施設の改良、畜舎の改修等の整備費	
地域農業支援事業	農業者が組織する団体が共同で利用する農業用機械の購入、農業用施設の新設・改良・改修	共同で利用する農業用機械の購入費、農業用施設の整備費	<u>200万円</u> (中古の農業用機械の購入又は施設の整備のうち改修に要する経費を含む場合は、 <u>100万円</u>)

3.注意事項

- 本事業で補助を受けた場合、以後3年間(事業年度を含む)は同補助事業を受けられません。
- 国県又は市の他の補助事業を併用することはできません。
- 交付決定前に契約(発注)をした場合、補助の対象外となります。
- 農業の「生産・加工・流通・販売」に要する機械・施設以外の申請はできません。
軽トラック、ダンプ、個人で使用する倉庫等、汎用性が高い機械施設は補助の対象外です。
- 税抜価格が、1台 20 万円以上の農業用機械の購入、1件 20 万円以上の農業用施設の整備が対象です。
- 地域農業支援事業は、補助対象者を3名以上含む農業者が組織する団体が対象です。
※申請時に組織の規約、管理運営規定、総会資料、同意書等の提出が必要です。

- 中古機械の購入は、農機具販売店から耐用年数が3年以上見込める証明書が必要です。
- 応募が多数となった場合は、市や県等の補助事業未採択の方が優先されます。
- 事業実施後、翌年から3年間は写真を添付して報告書を提出する必要があります。
- 食品衛生法の改正に伴い、漬物の製造販売の営業許可を取得するために施設整備をされる方は、事前に嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ整備内容を相談、確認してください。
また、完了後には許可証の写しを提出してください。

4.応募方法

- 募集期間：令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木) 17時必着
- 申請書類：直方市ホームページからダウンロード。または、市役所農業振興課(46番窓口)で配布。
- 提出先：直方市役所4階 農業振興課(〒822-8501 直方市殿町7番1号)
- 問合せ先：0949-25-2160